

withコロナ時代を見据えた デジタル化・オンライン化 推進のための政策提言

2020年5月15日



本政策提言の目的

- 新型コロナウイルスの影響とその対応により、社会が大きく変革しています。特に、医療、教育、働き方など、日常生活の基盤をオンライン化することが不可欠となり、デジタルの力を使った新たな生活様式を実現し、様々な社会課題を解決していくことが求められています。本政策提言では、こうしたデジタル改革による新たな生活様式を「新デジタル生活様式」と呼び、以下の考え方を基軸としています。

デジタル×新しい生活様式 = 新デジタル生活様式



社会課題解決

- 「withコロナ」の観点から、こうした「新デジタル生活様式」を前提とした社会を構築し、中長期を見据えた社会構造の変革及び経済の成長戦略を描いていく必要があります。
- こうした観点から、本政策提言では、デジタル化・オンライン化に関して政府が優先的に対応すべきと考える政策を提言するとともに、IT団体連盟としても加盟団体が傘下企業のオンライン化に取り組む際に支援する等して、ITの力により、経済・社会、国民生活をより向上させるべく、貢献していきたいと考えています。

提言一覧

1. デジタル化の前提としての環境整備
2. 国民の生活基盤のオンライン化の推進
 - (1) オンライン医療のさらなる推進
 - (2) オンライン教育のさらなる推進
 - (3) オンライン投票の実現
 - (4) テレワークの推進
 - (5) オンラインの金融取引の推進
 - (6) 生活のオンライン化を支える輸送機能の向上
3. 企業活動のオンライン化の推進
 - (1) 電子契約の推進
 - (2) バーチャルオンリー型株主総会の実現
 - (3) 金融機関との取引のオンライン化の推進
 - (4) 郵便物受取のオンライン化の推進
4. デジタル・ガバメントの推進
 - (1) 官民間取引のデジタル化・オンライン化の推進
 - (2) マイナンバー・マイナンバーカードのさらなる利活用
 - (3) 就労証明書のデジタル化・オンライン化の推進
 - (4) 産業財産権法関連書類のデジタル化・オンライン化の推進
 - (5) 民事裁判のデジタル化・オンライン化の推進
 - (6) 登記・登録手続のデジタル化・オンライン化の推進

1. デジタル化の前提としての環境整備

- 新型コロナウイルス感染拡大対策によるテレワーク、オンライン診療、オンライン教育等の増加により、コロナ以前とは比べ物にならないレベルでデジタル化・オンライン化が進んでいく。こうしたデジタル化・オンライン化による新デジタル生活様式の構築の前提として、以下の環境整備を早急に行うべきではないか。
- クラウド化の推進
セキュリティ強化、コスト削減、データ連携の推進のためには、オンプレミスよりもクラウド利用が圧倒的に優位。競争力あるデジタル環境を構築するため、政府、自治体、教育、医療など、公共領域におけるシステムのクラウド化を一層進めていくとともに、民間におけるクラウド化を推進してはどうか。
- 通信インフラの強化
すべての環境で通信回線を利用することに鑑み、国の主導による5G回線の強化と安定性実現に注力してはどうか。
- サイバーセキュリティの強化
国民の生活基盤のデジタル化が進展することにより、デジタル空間での脅威も増加する。デジタル化の大前提として国民一人ひとりのサイバー空間の安全・安心を図るべく、セキュリティのさらなる強化が喫緊の課題。「ゼロトラスト」（むやみに信頼せず、必ず確認せよ）の考え方を基軸に、行政サービスへのアクセスの保護といった公共領域におけるセキュリティ強化を進めるとともに（マイナンバーカードによる本人確認等）、テレワークの増加等に応じた民間のセキュリティ強化も促してはどうか。
- データセンター等の電力分散グリッド化
デジタル化によるデータ処理量の急増により、電力消費量も増加する。こうした大量の電力消費を停電リスクに強い分散型グリッドにより賄っていくべく、太陽光発電、蓄電池、VPP等を利用しつつ、データセンター等の電力地産地消を推進してはどうか。
* 2030年にはIT関連電力消費だけで現在の国内電力消費の2倍程度になるとの予測もある（平成31年3月国立研究開発法人科学技術振興機構低炭素社会戦略センター「情報化社会の進展がエネルギー消費に与える影響」参照）
- デジタル・デバイド及びセキュリティ・デバイド解消に向けた対策
様々なオンライン対応が進展する中、一部の高齢者等、デジタル環境を保有していない人々が孤立していくリスクや、セキュリティへの理解が低い人々の不利益の増加が懸念される。そのため、こうしたデジタル・デバイドやセキュリティ・デバイドを改善するための支援や教育を拡充してはどうか。

2. 国民の生活基盤のオンライン化の推進 ～総論～

- 新型コロナウイルスの影響により、医療、教育、働き方といった生活基盤のオンライン化が急速に求められている。
- withコロナ時代を見据え、今般の広範なオンライン対応の実績を検証し、課題も見極めつつ、デジタルの力をさらに最大限利用した新デジタル生活様式の構築を進めていく必要がある。
- 特に、以下の取組について提言する。
 - (1) オンライン医療のさらなる推進
 - (2) オンライン教育のさらなる推進
 - (3) オンライン投票の実現
 - (4) テレワークの推進
 - (5) オンラインの金融取引の推進
 - (6) 生活のオンライン化を支える輸送機能の向上

2. 国民の生活基盤のオンライン化の推進

(1) オンライン医療のさらなる推進

- IT連では、2020年4月23日、提言「新型コロナウイルス感染拡大による医療体制の破綻を防ぐためにオンライン診療を最大限に活用する施策に賛同し、その後の検証が進むことを期待します」を公表。

<https://www.itrenmei.jp/files/files20200423113505.pdf>

賛同いただいたオンライン診療サービス事業者：株式会社オプティム、株式会社MICIN、株式会社メドレー

【現状の課題】

- 新型コロナウイルス感染拡大対策としてオンライン診療・服薬指導を活用する施策が打ち出されたことには強い共感。
- 一方、一般的な制度がどうあるべきかについてしっかり議論を進めるため、今回の措置における利用状況等を検証していくことが必要。

【提案】

- 今回時限的に認められたオンライン診療について、継続的な検証をし、安全性と有効性をきちんと議論しながら、広く国民がオンライン診療を利用できるように、初診からの活用等を継続的に検討してはどうか（例：対面とオンラインの診療報酬の格差、電子処方箋の活用等）。
- 事業者側では①利用開始時の学習負担軽減、②病態や診断の性質に応じた対面との適切な使い分けの推進の周知、③制度の悪用についての対策（なりすまし等）などの対策を進めていく必要がある。また、通信技術の開発によりオンラインで患者から得られる情報を増やしていく必要がある。

2. 国民の生活基盤のオンライン化の推進

(2) オンライン教育のさらなる推進

【現状の課題】

- 規制改革推進会議の4月7日提言を踏まえた緊急経済対策（4月20日閣議決定）の①ICT環境の整備、②遠隔授業における要件の見直し、③遠隔授業における単位取得数の制限緩和、④オンラインでの学びに対する著作権要件の整理、については、いずれも重要。新型コロナ感染拡大対策による休校により、オンラインにより学びを進めることができる者と、公教育の休止状態による学びの停滞を甘受せざるを得ない者の格差は広がると考えられる。

【提案】

- 教育格差（所得・家庭のIT水準による格差、自治体ごとのオンライン教育等に対する取組の格差、学びの端緒を得ているかどうかによる学年間格差など）を解消し、特に公教育のデジタル化の遅れを取り戻すべく、緊急経済対策にある端末1人1台の早期実現（上記①）に加え、
 - 公衆網を介したパブリック・クラウドの活用を進め、2020年度内に100%の学校が活用できるようにするべく、学校のICT環境整備に必要な制度面・財政面での措置を講じてはどうか。
 - 子どもの学習習熟度に合わせた教育が一層可能となるよう、最新の技術による個々の理解度に応じたオンライン学習や同時双方向による遠隔教育を組み合わせた環境の実現を加速してはどうか。
 - 高校生へのオンライン教育予算の増加、及び予算削減のための中古PCの活用を検討してはどうか。
- 併せて、大学等の高等教育機関では、
 - ビジネスにおける価値判断や実践力を育成すべく、実務家教員の登用をより促進してはどうか。
 - IT関連の技術者・専門職業人育成の充実のため、産官学で戦略的な取り組みを行う。AI時代に即応するIT人材育成のため、産官学が一体となった実務系オンライン講座への財政面での措置を行ってはどうか。
 - 急速な技術発展や産業構造の変化を踏まえ、社会人が新たに必要とされる知識や技術を身につけ、学び続けることのできるリカレント教育の制度を、オンライン講義の十分な利用を含めて、充実させてはどうか。
- また、オンライン試験の拡充についても検討を行ってはどうか。

2. 国民の生活基盤のオンライン化の推進

(3) オンライン投票の実現

【現状の課題】

- 新型コロナ感染拡大対策が必要な状況下において、選挙の投票・開票は、国民・自治体双方にとって大きな負担。
- 緊急事態宣言以降に実施された市区長選挙の7割において、過去最低の投票率を記録（4月26日現在、※）。一方、政治の空白を生じさせないため、選挙は期日通りに執行される必要。
※ <https://toyokeizai.net/articles/-/346740>
- インターネットによるオンライン投票には、①外出困難時のリスク低減・投票率確保（感染症の蔓延、天候・災害、離島）、②若年層の投票率向上、③外出困難な高齢者・障がい者への配慮、④開票事務のスピード向上、などのメリット。
- 一方、⑤確実な本人確認（不正投票の防止）、⑥投票内容の秘密保持、⑦システム・ネットワークの障害に対する安定性、⑧セキュリティ対策、などの課題も存在。

【提案】

- 総務省が本年実施した在外有権者のオンライン投票の実証実験を踏まえ、マイナンバーカードの公的個人認証機能を活用したオンライン投票の一般化に向けた課題の掘り起こしを加速してはどうか。
- 加えて、マイナンバーカードが一定の普及率を超えている自治体から、地方選において、投票所における投票とオンライン投票を併用する取組みを始めてはどうか。

2. 国民の生活基盤のオンライン化の推進

(4) テレワークの推進

【現状の課題】

- 新型コロナウイルスへの対応により、テレワークが急激に浸透。こうした変革は、生産性の向上、ワークライフバランスの向上、働き方の多様化にも資する。新デジタル生活様式の下では、テレワークが日常的に行われると考えられる。
- しかし、現行の労働法制は新しい働き方に対応したものとなっておらず、依然として製造業の工場などが念頭に置かれた厳格な時間管理の仕組みが前提。

【提案】

- テレワークの増加を一時的な流行に終わらせないよう、新しい働き方に対応した柔軟な制度設計を検討してはどうか。
- テレワークは、仕事・休憩・プライベートが小刻みに入ってくるため、労働時間を厳密に管理することは不可能。労働時間が伸びがちとの指摘もあることから、過重労働を防止するための十分な措置を施した上で、時間数にとらわれない労働契約をより許容すべく、時間管理を前提とした労働法制の見直しを検討してはどうか。

2. 国民の生活基盤のオンライン化の推進

(5) オンラインの金融取引の推進

【現状の課題】

- 新デジタル生活様式の下では、金融機関店頭・ATMを経由せず、かつ、現金を使わない、スマホ・PC等で完結する金融取引/金融資産管理の一層の浸透が必要であり、またニーズも見込まれる。

【提案】

- スマホやPCからワンストップで様々な金融取引（投信、株式、保険、預金、ローン）を可能にする「金融サービス仲介業者」（法案提出済）は、顧客のリスク判断にも留意しつつ、政令において、幅広い金融サービスを取扱可能にしてはどうか。
- 個人の金融データの利活用が活発になることに鑑み、電子決済等代行業者自身が適切な管理義務等を負うことを前提に、事業者が銀行から取得した利用者データについて銀行が負うべき義務・銀行の管理権限について、銀行法及び下位法令の規定を再検討してはどうか。
- 現金での寄付減少（※）を補うべく、普及率の高い前払式支払手段のデジタルマネーでの寄付を可能にする方策を検討してはどうか。

※日本マクドナルド「キャッシュレスと募金に関する意識調査」によれば、キャッシュレス化により、約半数の母親が募金頻度の減少を実感。 <https://www.mcdonalds.co.jp/company/news/2019/1011b/>

2. 国民の生活基盤のオンライン化の推進

(6) 生活のオンライン化を支える輸送機能の向上

【現状の課題】

- 新型コロナウイルスにより、自宅で過ごす時間が増加し、配送への需要が急激に高まった。これにより、配送の遅延や一部サービス停止等の問題が生じた。
- 新デジタル生活様式の下では、テレワーク等のデジタル化は引き続き進展し、配送への需要はますます高まっていくと考えられる。

【提案】

- こうした需要に対応した強靱な物流機能を構築していくため、以下の制度改正を検討してはどうか。
 - 個人が自家用車を利用してラストワンマイルの配送を行うことができるよう、一般貨物自動車運送事業の許可要件を緩和する
 - 配送者の過労等を防止するため、乗車時間の限定など個人の配送者が遵守すべきルールの設定や、荷主やマッチング仲介者の責任の明確化等をあわせて検討する
- また、自動運転の分野で日本が世界をリードしていくため、旅客輸送におけるドライバーとユーザーのマッチングのプラットフォームの整備等（ライドシェア等）、デジタル化に向けた環境整備を推進していくべきではないか。

	自動車、トラック等	軽自動車等	原付自転車・自転車
ライセンス	一般貨物自動車運送事業	貨物軽自動車運送事業	規制対象外
規制	許可制	届出制	
要件	5台～ 筆記試験合格、資金計画等	1台～	
事業者数	約6万	約16万	

3. 企業活動のオンライン化の推進

～総論～

- 新型コロナウイルスの影響によるテレワークの普及により、これを妨げる企業の対面取引や紙の取引に関する課題が浮き彫りとなった。
- withコロナ時代を見据え、今般浮き彫りになった課題を踏まえ、企業活動の徹底したオンライン化を前提とした社会構造を構築し、企業の生産性向上による経済成長につなげていくべきである。
- 特に、以下の取組について提言する。
 - (1) 電子契約の推進
 - (2) バーチャルオンリー型株主総会の実現
 - (3) 金融機関との取引のオンライン化の推進
 - (4) 郵便物受取のオンライン化の推進

3. 企業活動のオンライン化の推進

(1) 電子契約の推進①

【現状の課題】

- 書面による契約締結においては、経済的コスト（印紙税、印刷及び郵送費用、書類の保管費用等）、作業（押印、編綴・契印・割印）に伴う人的コストや時間的コストも大きい。「ハンコのための出社」が必要になる問題については、昨今、急速に注目を集めているところ。また、電子契約化により、上記コストを削減できるとともに、データ活用の促進も可能となる。
- 一方、電子契約の普及については、実務的問題と法的問題とがある。
- 押印による書面での契約締結が商慣習となっており、電子契約への切り替えにおいては下記のような問題がある。
 - 物理的な書面の交付を義務付けている法律の存在：定期賃貸借契約（借地借家法22条、38条1項）の締結や、宅建業者の重要事項説明書（宅建業法35条）等。
 - 企業における導入コスト：サービス利用料、社内規程の変更、新しい運用フローの構築、社員の電子契約に関する理解を進めるためのコミュニケーション等。
 - 電子契約サービスのシステムの不具合や事業者のサービス終了のリスク
 - 電子契約サービス事業者が複数存在しているため、電子契約に応じる企業の対応コストも増している

【提案】

- 物理的な書面の交付を義務付けている法令は、当事者の反対がなければ電子書面交付で可としてはどうか。
- 企業が、導入コストを上回るメリットを享受できるよう、印紙税以外の経済的メリットを用意すると共に、次頁記載の法的問題点の解消を早期に実現することで、導入インセンティブを向上させることが必要ではないか。
- 電子契約サービス事業者においては、サービス自体及びシステム不具合等の際の対応の説明を充実させることが求められる。電子契約サービス事業者間の相互運用性の確保も検討してはどうか。

3. 企業活動のオンライン化の推進

(1) 電子契約の推進②

【現状の課題】

- 電子署名法の課題として、成立の真正の推定規定（電子署名及び認証業務に関する法律（以下「電子署名法」）3条）の適用範囲が狭い。サービス提供者署名型は、同法の「電子署名」の定義（2条1項1号）、成立の真正の推定（3条）に含まれないとする解釈が一般的。また、リモート署名型（当事者がICカードを用いずに署名を付す方法）は、同3条の対象外とする見解がある。
- 電子署名法の適用があることが明らかでない方法による場合、成立の真正の立証方法が煩雑であるばかりか、判例もなく、立証に成功するかどうか不明。企業が押印から電子契約に移行するときの懸念材料となっている。
- 商業登記の添付書類にできる代表者の電子署名は、登記所自身が発行する電子署名（商業電子署名）に限定。
- 取締役会議事録等に付すことのできる電子署名に、リモート署名型とサービス提供者署名型が含まれないという疑義がある。
- 電子署名法において法人が作成名義人となる場合が想定されていないという見解がある。同施行規則5条（利用者の真偽の確認の方法）は自然人を前提とする規定である。

【提案】

- 便利かつ低コストなサービス提供者署名型普及のため、例えば複数の本人認証手段を採用している等の一定の条件を満たせば、同法上の電子署名とする規定を設けてはどうか。
- リモート署名にも同3条の規定が及ぶことを法改正によって明確にしてはどうか。
- 上記の立法措置が困難であるときは、電子署名法の適用があることが明らかでない方法による場合の立証方法について、裁判所を含めた官民で検討・公表することにより、企業の懸念を解消してはどうか。
- 商業登記の添付書類たる電子署名や、取締役会議事録等の電子署名について、広く民間事業者の提供する電子署名を対象としてはどうか。
- 法人（≠法人の代表者）が作成名義人となる場合も法改正により同法の対象と明記してはどうか。

3. 企業活動のオンライン化の推進

(2) バーチャルオンリー型株主総会の実現①

【現状の課題】

- 新型コロナウイルス感染症の影響で、株主総会の物理的な開催が困難になっている中、4月2日付「株主総会運営に係るQ&A」（経済産業省・法務省）において、「設定した会場に株主が出席していなくても、株主総会を開催することは可能」であること等が示された。しかし、会社法の解釈との整合性を図るため、株主総会の会場の設定は必要とされており、また、あくまで新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的とした限定的なものであると認識。
- しかし、バーチャルオンリー型株主総会を開催する利点・ニーズがあり（次ページ参照）、米国や英国でも、一般的な制度としてバーチャルオンリー型株主総会の開催が許容されている。

【提案】

- 我が国においても、会場の設定を行わないことも許容するとともに、バーチャルオンリー型株主総会の弊害に対する手当てを含め（例：インターネット環境を保有していない株主への対応、通信障害が生じた場合の対応等、決議取消リスクの最小化）、バーチャルオンリー型株主総会の制度の一般化に向けて検討を進めてはどうか。
- なお、一般社団法人・財団法人や公益社団・財団法人等においても同様の取り扱いを認めるべく検討を進めてはどうか。

ハイブリッド出席型バーチャル株主総会・・・リアル株主総会の開催に加え、リアル株主総会の場所に在所しない株主が、インターネット等の手段を用いて、株主総会に会社法上の「出席」をすることができる株主総会。

バーチャルオンリー型株主総会・・・リアル株主総会を開催することなく、取締役や株主等が、インターネット等の手段を用いて、株主総会に会社法上の「出席」をする株主総会をいう。

（出典）「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」（2020年2月26日経済産業省）

3. 企業活動のオンライン化の推進

(2) バーチャルオンリー型株主総会の実現②

- バーチャルオンリー型株主総会が認められると、以下のような利点が生じると考えられる。

	ハイブリッド出席型バーチャル株主総会	バーチャルオンリー型株主総会
リアル会場の設定	リアルの来場者数の予測が難しく、場所の設定に困難を伴う * 特に平時の場合、席数が不足すること等により決議に瑕疵が生じる懸念	リアル会場のセッティングが不要
運営の効率	<ul style="list-style-type: none">• リアルとバーチャルの両方の運営対応が必要• リアル会場において不規則発言が行われ、議論が深まらない可能性	<ul style="list-style-type: none">• バーチャルの対応に集中でき、結果として株主総会の議論が深まり株主権行使の実質化に資する• 不規則発言を排除できる
感染リスク	少人数であっても人が密閉空間で会する以上、新型コロナウイルスのような事態が再発した場合、感染リスクを完全には遮断できない	感染リスクを完全に遮断
対応コスト	場所を1年前から確保する手間、会場使用料、人件費、各種業者への委託費用等が必要	左記のコストを削減

3. 企業活動のオンライン化の推進

(2) バーチャルオンリー型株主総会の実現③

- バーチャルオンリー型株主総会を開催する場合の課題の検討も行う必要がある。下記のような課題が考えられる（検討中）。
- なお、ハイブリッド型バーチャル株主総会は株主がリアル株主総会に出席する権利を自ら放棄しているとも言えるが、バーチャルオンリー型株主総会はリアル株主総会に出席することが不可能な点に留意する必要（通信障害の場合の決議取消事由該当性の判断等にも影響する）。

想定する課題	実務的な対応可能性	立法的な手当の可能性
1 インターネット環境を保有していない株主の権利	インターネット環境を保有しない株主向けに事前申請を条件として会社会議室等を開放	法務省令で事前申請等に関するルールを定める可能性はありうる
2 通信障害が生じた場合の対応	通信障害のリスクの事前告知、通信障害の防止のための合理的対策を講じることを前提として、発生した通信障害の原因・程度・タイミングに応じた対応を検討。例えば、質疑応答が終了する前に通信障害が生じ復旧しない場合に審議を継続するのは説明義務の観点から避けるべきであるが、質疑応答の終了後に通信障害が生じた場合には、事後的に株主に説明することを前提として審議を継続し採決を行うことも考えられる。	ドイツでは、株主総会に電磁的な方法をもって参加する権利の行使が技術的な事故(通信の中断)によって妨げられたことは、会社に悪意又は重過失がない限り、株主総会決議の取消事由に当たらないものとされているため、日本でも同様の手当てを行うことが考えられる。
3 質問権の行使や動議への配慮 (恣意的な選別・運用可能性)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質問回数や文字数制限など事務処理上の運営ルールを事前に通知。事前に受け付けた質問は、運営ルールに基づいて確認して選別。 ・ 動議については、提出や採決においてリアル株主総会と同様に取り扱えるシステムインフラを整備。 ・ 米国では質問を公開することで透明性を担保する会社もある。 	法務省令で事前通知等に関するルールを定める可能性はありうる
4 濫用的な質問増加	リアル総会と同様に、株主総会の秩序を乱すと議長が判断する場合は、通信を強制的に途絶することも法的に可能。	不要
5 本人確認	株主名簿上の住所に送付された議決権行使書面に、固有のIDとパスワードを記載することで、ログインする株主が株主名簿上の株主であると本人確認。なりすましの危険をさらに防止するためには、二段階認証などの手段も考えられる。	不要

(注)「ハイブリッド型バーチャル株主総会実施ガイド」を参照。

<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200226001/20200226001-2.pdf>

3. 企業活動のオンライン化の推進

(3) 金融機関との取引のオンライン化の推進

【現状の課題】

- 銀行取引においては、押印が求められる場面が多い。一部銀行を中心にインターネットバンキングの普及及び印鑑レス取引が相応に進むが、特に法人取引においては、押印や書面の提出が求められる場面が多い。

【提案】

- 電子署名法上の電子署名の拡張や、同法の適用のない電子署名を用いる場合の立証方法の共有などにより（前掲）、融資や預金の取引において、金融機関・顧客が電子署名等に移行することを容易にしてはどうか。
- 財務書類（財務諸表、資金繰り表など）については、API連携などにより、借入先が使用している財務会計ソフトから金融機関にオンラインで提出、または金融機関側からデータにアクセスできるようにするべく、制度・財政面での措置をしてはどうか。
- 企業が利用するインターネットバンキングソフトについて、利用者の在宅ワークに対応し、出社不要で送金取引等の実行が可能になるよう、財政面の支援や周知徹底を含め検討してはどうか。
- なお、個人の預金取引についても、金融機関にとって特にリスクの高い、意思能力に疑問のある者や施設入所者との取引について、適切な意思確認を行うための仕組みを官民で検討し、共有してはどうか。

3. 企業活動のオンライン化の推進

(4) 郵便物受取のオンライン化の推進

【現状の課題】

- 内容証明（郵便法47条）は、文書の内容と差出日を郵便認証司（同58条以下）が認証し、日本郵便が内容を証明する郵便物。配達証明（同46条）は、一般書留郵便物等を配達した事実を日本郵便が証明するもの。
- 2つを組合せて「どういった内容の文書を」「いつ受取人が受領したか」を証明する必要があるときに用いる。
- 内容証明は、訴訟手続等の前段階としての意思表示（支払の請求・消滅時効の完成猶予）や債権譲渡の第三者対抗要件具備（民法467条2項）のほか、特商法に基づくクーリングオフをはじめとする契約の解除、プロバイダ責任制限法に基づく削除・開示請求、捜査機関や官公庁に対する告訴・告発等に多用される。
- 内容証明郵便の差出はすでにオンライン化されている（e内容証明）。一方、受取人にはリアルな郵便物が配達される。受取人は必ず出社し、内容証明郵便等の内容を確認の上で紙の文書をデジタル化し、担当者にメールの添付ファイル等で転送する業務が発生している。
- 双方にオンライン環境があるのに、デジタルで作成した文書をわざわざリアルの世界で配送する意義は小さい。勤務のオンライン化を進める必要も大。配達証明・内容証明の、作成・差出・認証・配送・受領をオンラインで完結する仕組みが必要。

【提案】

- 日本郵便では個人向けに「インターネット上の郵便受け」として「My Post」というサービスを展開。これを発展させ、オンラインでの受領を希望するすべての法人（※）・個人にインターネット上の郵便受けを付与し、インターネット上の郵便受けにe配達証明・e内容証明が届けば、当該郵便物が送達されたことを日本郵便が証明する制度を設けてはどうか。（※法人格のない士業の事務所なども含む）
- 官公庁・自治体等からの各種通知・照会もこの仕組みに載せてはどうか。（税務照会、捜査関係事項照会、弁護士会照会など）

4. デジタル・ガバメントの推進 ～総論～

- 昨年のいわゆる「デジタル手続法」（2019年12月施行）の施行、「デジタル・ガバメント実行計画」（2019年12月閣議決定）の制定等、政府において様々なデジタル化に向けた対応が行われているところ。
- しかし、新型コロナウイルスの影響により、デジタル化・オンライン化の社会的な必要性が急激に増大している。withコロナ時代に向けて、官民間の取引が民間のオンライン化に向けた取組を阻害せず、また促進するよう、より一層の政府のデジタル化・オンライン化が求められる。
- 特に、以下の取組について提言する。
 - （1）官民間取引のデジタル化・オンライン化の推進
 - （2）マイナンバー・マイナンバーカードのさらなる利活用
 - （3）就労証明書のデジタル化・オンライン化の推進
 - （4）産業財産権法関連書類のデジタル化・オンライン化の推進
 - （5）民事裁判のデジタル化・オンライン化の推進
 - （6）登記・登録手続のデジタル化・オンライン化の推進

4. デジタル・ガバメントの推進

(1) 官民間取引のデジタル化・オンライン化の推進

【現状の課題】

- 商取引における文書の電子化は導入コストが低下してきており、普及が進んでいる。しかし、依然として紙の取引は多く、電子文書が主流の商習慣に移行するにはほど遠い状況。
- 障壁のひとつが、官民間の取引（国・自治体とも）に関係する文書。官公庁の取引が紙文書を前提とした取引になっており、かつ、請求書・納品書等も専用様式を利用することが求められていることが多く、民間事業者は民間取引だけで文書を電子化することのメリットを享受しにくい。

【提案】

- そのため、以下の対応を進めてはどうか。
 - 官民間の取引において、契約分野ごとに標準的な様式を定め、国の出先機関や自治体ごとに専用の様式を用いる場面を極力削減してはどうか。専用様式を掲げる場合であっても、標準的様式での提出を可能としてはどうか。また、押印についても原則廃止としてはどうか。
 - 官民間の取引に伴う各種の書面について、国・自治体は、民間事業者が電子媒体での提出を希望する場合にこれを拒んではならないこととしてはどうか。
- 上記対応により、民間企業の全国的な商習慣の変革にもつながることが期待される。

4. デジタル・ガバメントの推進

(2) マイナンバー・マイナンバーカードのさらなる利活用

【現状の課題】

- 慣行上押印が行われている書面のデジタル化を進めていくためには、官のみならず民の対応も必要。特に、マイナンバー・マイナンバーカードの利活用を一層進めていくことが必要。

【提案】

- 電子署名の普及を加速するためにも、（電子署名を付与できる）マイナンバーカードの取得の義務化を行ってはどうか。マイナンバーカードを、広く行政手続きや民間サービスに活用できるようにするためにも、マイナンバーカードの取得義務化が重要ではないか。
- 現在カードに記載されていない氏名の「フリガナ」と「ローマ字」を記載、データとしてICチップに格納することで本人確認の正確性と実用性を高めるなど、カードの普及と利活用に向けたさらなる工夫をしてはどうか。
- マイナンバーカードと健康保険証の一体化（2021.3開始予定）を加速してはどうか。
- カード発行に関わる自治体職員の不足が指摘されている中、国による発行・管理体制を検討してはどうか。
- 迅速な公的給付を可能とするため、マイナンバーカードの普及加速とともに、マイナンバーカードを使い、あくまで国民自らの登録・選択により、マイナポータルに銀行口座やデジタルマネーのアカウントを結びつけてはどうか。

4. デジタル・ガバメントの推進

(3) 就労証明書のデジタル化・オンライン化の推進①

【現状の課題】

- 保育所入所・継続利用のための就労証明書は、自治体ごとに様式がバラバラであるとともに、一部ずつ紙に押印して作成する必要があることが、事業者の負担。
- 作成者（雇用主企業）と提出者（従業員）が異なる特殊性があるとはいえ、押印のため企業の担当者の出勤が避けられない。電子申請を可能としている自治体であっても、押印した書面をPDF化・写真化する必要があるため、従業員による電子申請のモチベーションを低下させる。
- 政府策定の標準的様式の採用率は高いとはいえ、依然として自治体別様式への入力・問合せのために企業の負担は減っていない状況。標準的様式採用後も、個別様式との選択制になっている政令市等もあり、根本的解決は遠い。（（例）ヤフーでは、標準的様式による作成依頼は全体の約1割）
- 保育所入所・継続利用届が電子申請可能な自治体の数も少ない。

【参考】

- 就労証明書の作成コスト（「内閣府本府「行政手続コスト」削減のための基本計画再改訂版」2019.6）
 - 年間246万件、1件当たり作成作業時間2.26時間⇒全国で年間556万時間が費やされている。
 - 内閣府の目標は、0.97時間/件、年間164万時間の削減（30%の削減）。
- 標準的様式の普及率（「行政手続コスト削減に向けて（見直し結果と今後の方針）」2019.7.29改訂）
 - 東京23区で13%、政令市（人口100万人以上）で45%。

4. デジタル・ガバメントの推進

(3) 就労証明書のデジタル化・オンライン化の推進②

【提案】

- 雇用主企業の押印を不要にするため、
 - まず、企業から自治体への電磁的方法での直送を可能としてはどうか（「デジタルで完結する仕組み」の構築より早期に実現可能であり、かつ従業員による偽造・改ざんリスクを排除可能）
 - 上記が困難であれば「デジタルで完結する仕組み」についても、2021年度措置の目標を前倒ししてはどうか。
- 標準的様式の採用について、待機児童問題が深刻な東京23区・政令市・大都市圏の市において、早期に100%を達成するべく、KPI等を設定してはどうか。独自様式の併用についても要否を検討してはどうか。
- 保育所入所申請・継続利用手続が電子申請できる自治体の数を、待機児童問題が深刻な東京23区・政令市・大都市圏の市において、早期に100%を達成するべく、KPI等を設定してはどうか。

【参考：規制改革実施計画（2019.6.21閣議決定）】

- 保育所入所時の就労証明書作成手続の負担軽減
 - a. 標準的様式の普及に向け、引き続き、あらゆるルートを通じて実効性ある形で地方自治体に働きかける。特に、現在、標準的様式を導入していない大都市に対しては、新たに作成する大都市向けの標準的様式について周知を行い、標準的様式の導入を働きかける。（2019年度上期までに措置）
 - b. 押印不要化を含め、デジタルで完結する仕組みの構築に向けて、関係府省が協力して検討を進める。（2021年度までに措置）

4. デジタル・ガバメントの推進

(4) 産業財産権法関連書類のデジタル化・オンライン化の推進

【現状の課題】

- 日本の特許法等の産業財産権関連法は、手続において申請人に対して各種証明書等の提出を求めているところ、当該証明書等は一部の例外を除いて書面により提出をすることが必要。
- 書面による提出のために、印刷・押印・PDF化・郵送等の人手で行う業務が必須であり、出勤が避けられない状況。
- また、コロナ以前においても、当該業務にかかる人的コスト・配送コストは大きく、withコロナにおいても同様に課題
- なお、平成29年度特許庁産業財産権制度各国比較調査研究『各国における各種証明書等の電子的な取扱いに関する調査研究報告書（平成30年3月）』にて、各国の電子化対応の実態やユーザーニーズについて詳細にレポートされている。ユーザーニーズ調査結果のまとめによれば、ユーザーによる電子化に対する要望は強く（全体の8割以上）、電子化が実現した際にはすべてのユーザーが利用するとの回答をしている。セキュリティ管理等の課題はあるものの、現実的に対応可能であり、メリットの方が大きいと考えるユーザーは多数。

【提案】

- これら各種証明書等の提出につき、インターネット出願ソフト等の電子手続にて行うことが可能となるよう電子化対応を推進いただきたい。
- 証明書すべてに対して電子化対応いただくのが望ましいが、一括した対応が難しいとすれば、証明書の種類に応じて段階的に対応を進めてはどうか。
- 特許庁では、「新型コロナウイルス感染症により影響を受けた手続の取り扱いについて」として、HP上で各種証明書手続に関する救済措置を案内している。とくにユーザーからの問い合わせが多かったもの、例えば「新規性喪失例外証明書（4/17に案内開始）」等の証明書から電子化対応を進めていただくのはどうか。

4. デジタル・ガバメントの推進

(5) 民事裁判のデジタル化・オンライン化の推進

【現状の課題】

- 民事裁判（訴訟や仮処分など）を提起される法人では、訴状等が裁判所の職権により特別送達で郵送されるため、必ず出社し、内容を確認の上で紙の文書をデジタル化し、担当者及び弁護士にメール等で転送する業務が発生（裁判手続を代理人弁護士に委嘱後は、代理人弁護士の事務所が送達先になる）。

【提案】

- 「民事裁判手続等IT化研究会報告書」（2019.12）では、裁判所が用意する「オンライン送達」の仕組みに基づき、法人が事前登録したアドレスへの連絡および「事件管理システム」への書類のアップロードにより送付・受領を行う仕組の創設が掲げられ、「民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議取りまとめ」（2020.4）では全面オンライン化のための2022年中の民訴法改正がうたわれた。この流れを加速する必要があるのではないか。さらに、裁判所から裁判外の者に対する書面（文書提出命令・調査嘱託等）および回答も、オンライン送達の仕組みを用いて送付・提出することとしてはどうか。
- 裁判手続を代理人弁護士に委嘱する委任状について、押印に代わり、電子署名を可能にしてはどうか。この場合、委任状に付すことのできる電子署名は、広く民間事業者の提供する電子署名を対象としてはどうか。

4. デジタル・ガバメントの推進

(6) 登記・登録手続のデジタル化・オンライン化の推進

【現状の課題】

- 登記や登録手続きの効率化、安全性向上、利便性向上を図るため、デジタル化・オンライン化を一層推進すべき。

【提案】

- 具体的には、不動産、法人、動産・債権譲渡等の登記について、ブロックチェーン等の技術も活用した安全面の確保を図りつつ、効率的で安全なデータベースの利用環境整備を検討してはどうか。その際、24時間365日の対応、手数料の無料化等をあわせて検討してはどうか。
- また、車庫証明や船舶等、その他の行政の登録手続きについても、ブロックチェーン等の技術も活用しつつ、効率的で安全なデータベースの利用環境整備も検討してはどうか。
- 加えて、こうした手続の完全オンライン化を進めてはどうか。

